

## 高砂市スポーツ推進計画検討会議設置要綱

第1条 高砂市におけるスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、本市のスポーツのあり方について多方面から意見を聴くため、高砂市スポーツ推進計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

第2条 検討会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 推進計画の策定に関する事項
- (2) その他推進計画に必要な事項

第3条 検討会議は、次に掲げる者で構成し、構成員は12人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

第4条 検討会議に、議長及び副議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 検討会議の庶務は、健康文化部くらしと文化室文化スポーツ課において処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。